

宮城県公報

行 発
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	(共同参画社会推進課)	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(同)	一
○救急医療機関の認定	(医療整備課)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	二
○保安林の指定の予定(三件)	(森林整備課)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	三
○被災市街地における建築制限の期間の延長	(建築宅地課)	四
○土地改良区管理規程の認可	(北部地方振興事務所)	五
○土地改良区管理規程の廃止の認可	(同)	五
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	五
○教育委員会定例会の開催	教育委員会	六
○選挙管理委員会	選挙管理委員会	六
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		六
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		七
正 誤		七
○宮城県公報第二二五五号中		七
○宮城県公報第二二六一号中		七

告 示

○宮城県告示第六百三十四号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。
 平成二十三年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 結いのこころ

一 代表者の氏名 小島 等

二 主たる事務所の所在地 宮城郡松島町磯崎字白萩一〇九番地

三 定款に記載された目的 この法人は、地域の高齢者や障害者(児)等を含むすべての人々の生活環境の整備や地域経済活動の活性化を図るため、コミュニケーションの機会を設け、かつて「むら社会」にあった「結い」の精神を基に、地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十三年八月二十四日

○宮城県告示第六百三十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。
 平成二十三年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 アイファーム

一 代表者の氏名 佐 淳一

二 主たる事務所の所在地 岩沼市下野郷字館外三百六十二番地

三 定款に記載された目的 この法人は、耕作放棄地の市民農園としての活用を基本事業として行い、農作業体験、自然学習教室等の体験などを通して、自然の大切さを認識してもらい、子供からお年寄りまで地域に密着した触れ合いが自然に生まれていく地域コミュニティの活性化のために還元しようとする活動、域循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十三年八月二十五日

○宮城県告示第六百三十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動

法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第一項の規定により告示する。

平成二十三年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人 いきいき倶楽部
木村 照彦

一 代表者の氏名
二 主たる事務所の所在地
三 定款に記載された目的

仙台市太白区松が丘三十一番二十一号

この法人は、福祉施設、医療施設等の入所者及び高齢者、こども、学生、市民に対して、文化、芸能（民謡・舞踊）等に関する事業を行い、メンタル面のケアを積極的に行うことによりこれらの人々のより豊かな生活の実現と社会教育の推進に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日
平成二十三年八月二十四日

○宮城県告示第六百三十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十三年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 の 有 効 期 限
大泉記念病院	白石市福岡深谷字一本松五	平成二十三年九月一日	平成二十六年八月三十一日
泉整形外科病院	仙台市泉区上谷刈字丸山六	平成二十三年九月九日	平成二十六年九月八日

○宮城県告示第六百三十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一五二〇〇八五六	たまさん介護センタ	居宅介護 重度訪問介護	三田商工株式会社	平成二十三年九月一日

仙台市宮城野区萩野一丁目十八番十四号

○宮城県告示第六百三十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十三年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十三年十月二十四日	大黒郷川町郡 粕川地区 大松沢地区	午前十時から 午後二時三十分まで	大郷町中央公民館
同 十月二十五日	大黒郷川町郡 大谷地区	午前十時から 午後二時三十分まで	大郷町中央公民館
同 十月二十六日	大黒郷川町郡 全 域	午前十時から 正午まで	大郷町中央公民館
同 十月二十七日	大黒衡川村郡 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	平林会館二階入口ホール

○宮城県告示第六百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十三年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所
栗原市栗駒文字山下五〇の一、五〇の二、五〇の三
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定実施要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）
○宮城県告示第六百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字本沢天狗森四の一

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係るものは次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字本沢猪ノ沢八の一（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係るものは次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）
○宮城県告示第六百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

大崎市鳴子温泉鬼首字小向原八の六、九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）次の森林について、主伐は、択伐による。

字小向原八の六・九の一（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
（二）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（三）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（四）間伐に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）
○宮城県告示第六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栗原市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百四十四号

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律（平成二十三年法律第三十四号）第一条第三項の規定により、被災市街地における建築制限の期間を次のとおり延長する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部建築宅地課において閲覧に供する。

平成二十三年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 建築制限の区域

市町名	地区	区域
気仙沼市		魚町二丁目、南町二丁目、南町三丁目、幸町四丁目、内の脇一丁目、内の脇二丁目、内の脇三丁目、仲町一丁目、仲町二丁目、弁天町一丁目、弁天町二丁目、潮見町、潮見町二丁目、川口町一丁目、川口町二丁目、朝日町、一景島、内ノ脇、新浜町二丁目、浜町一丁目、浜町二丁目、本浜町一丁目、本浜町二丁目、錦町一丁目、錦町二丁目、東みなと町及び中みなと町の全部並びに南町海岸、魚市場前、魚町一丁目、魚町三丁目、沢田、八日町一丁目、八日町二丁目、南町一丁目、南町四丁目、港町、河原田二丁目、幸町一丁目、幸町二丁目

二 建築制限の内容

東松島市	野蒜地区	新東名一丁目、新東名二丁目、新東名三丁目、新東名四丁目、野蒜字北赤崎、野蒜字西余景及び大塚字北林下の全部並びに大塚字長石、野蒜字亀岡、野蒜字北大仏、野蒜字北針生、野蒜字北余景、野蒜字下沼、野蒜字南赤崎、野蒜字南針生及び野蒜字南余景の一部
名取市	閑上地区	閑上字昭和、閑上一丁目、閑上二丁目、閑上三丁目、閑上四丁目、閑上五丁目、閑上六丁目及び閑上七丁目の全部並びに閑上字五十刈、閑上字新鶴塚、閑上字新町頭、閑上字鍋沼、閑上字仏文寺及び閑上字庚申塚の一部
山元町	大曲地区	大曲字土手下南の全部並びに大曲字下台、大曲字沼尻及び大曲字道下南の一部 山寺字北坪路、山寺字西頭無、山寺字東坪路及び山寺字谷地の全部並びに浅生原字館新田、山寺字大平、山寺字頭無、山寺字雁小屋、山寺字雁田、山寺字北頭無、山寺字北泥沼、山寺字小平、山寺字小谷地、山寺字桜木、山寺字下花、山寺字新田、山寺字高地、山寺字泥沼、山寺字西牛橋、山寺字平沼、山寺字町下及び山寺道下の一部
女川町		女川浜字伊勢、女川浜字東伊勢、黄金町、寿町、鷺神浜字洗、鷺神浜字齊ノ神、鷺神浜字丸山及び鷺神浜字向の全部並びに石浜字石浜、石浜字崎山、石浜字高森、石浜字七曲、女川浜字大原、女川浜字女川、女川浜字川尻、女川浜字北伊勢、女川浜字新田、女川浜字日蔵、小乗浜字小乗、小乗浜字向、桜ヶ丘、清水町、宮ヶ崎字川尻、宮ヶ崎字宮ヶ崎、鷺神浜字荒立、鷺神浜字内山、鷺神浜字大道、鷺神浜字堀切、鷺神浜字堀切山、鷺神浜字向山及び鷺神浜字鷺神の一部
南三陸町	志津川地区	志津川字五日町、志津川字大森町、志津川字塩入、志津川字汐見町、志津川字天王前、志津川字十日町、志津川字本浜町、志津川字廻館前及び志津川字南町の全部並びに志津川字新井田、志津川字大久保、志津川字大森、志津川字御前下、志津川字上の山、志津川字城場、志津川字助作、志津川字竹川原、志津川字天王山、志津川字中瀬町及び志津川字廻館の一部

- 一の区域内においては、建築物（次に掲げるものを除く。）の建築を禁止する。
- 1 停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
- 2 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- 3 その他一の区域内の市又は町の意見を聴き、その復興に係る事業の施行に支障がないと知事が認める建築物

三 延長後の建築制限の期間

- 次に掲げる市町の区分に応じ、それぞれ次に定める期間
- 1 気仙沼市、名取市、女川町及び南三陸町 平成二十三年五月十二日から同年十一月十日までの間
- 2 東松島市 平成二十三年五月十二日から同年十月三十一日までの間
- 3 山元町 平成二十三年七月一日から平成二十三年十一月十日までの間

○宮城県告示第六百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、大崎土地改良区が管理する門前頭首工の管理規程を次のとおり平成二十三年九月一日認可した。
平成二十三年九月九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉 田 祐 幸

門前頭首工管理規程（概要）

一 管理者

大崎土地改良区門前頭首工管理責任者

二 貯水、放流又は取水に関する事項

1 頭首工地点における常時取水位は、三七.五五〇メートルとし、ゲート操作による頭首工の水位は、三八.一二一メートルを越えて堰上げしてはならない。

2 かんがい期間は毎年四月二十六日から九月五日までとする。

3 頭首工からのかんがい用水の最大取水量は次のとおりとする。

（右岸）

四月二十六日から五月十日まで毎秒〇.二七八立方メートル

五月十一日から九月五日まで毎秒〇.二二二立方メートル

（左岸）

四月二十六日から五月十日まで毎秒一.七五四立方メートル

五月十一日から九月五日まで毎秒〇.八三一立方メートル

三 その他管理規程に記載されている事項

- 1 ゲートの操作、点検及び整備に関する事項
- 2 緊急事態における措置に関する事項
- 3 その他施設の管理に関し必要な事項

○宮城県告示第六百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、大崎土地改良区が管理する大堰頭首工の管理規程の廃止を平成二十三年九月一日認可した。
平成二十三年九月九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉 田 祐 幸

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十三年九月九日

宮城県知事

村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 登米市迫町北方字太田河八番一、八番五、三十番一、四十三番一、四十六番、四十七番、四十八番、四十九番一、五十番一、五十六番、五十八番一、五十八番二、五十九番、六十番二、六十七番三、七十六番、七十七番、七十八番、七十九番一、七十九番二、七十九番三、八十番、八十二番、八十四番、八十五番、八十六番、八十七番、八十八番、八十九番、九十番一、九十番二、九十一番、九十二番一、九十二番二、九十三番、九十四番、九十七番、九十九番一、九十九番二、九十九番三、百一、百二番一、百三番、百四番、百四番一、百五番、百六番、百七番、百八番、百九番、百十番、百十一番、百十二番、百十三番、百十四番一、百十五番一、百十六番一、百十八番、百十九番

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十三年九月九日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 日 時 平成二十三年九月十四日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 第三百二十三回宮城県議会議案に対する意見について

2 教育功績者表彰について

3 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について

4 職員の人事について

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

百二十番、百二十一番、百二十二番、百二十三番及び百二十四番

同所字三ツ目沢五十三番一、五十六番、五十九番、六十二番一、六十三番、六十三番一、六十三番一、六十三番三、六十三番五、六十四番十及び六十八番

同所字深田二十六番一、二十七番、二十七番一、四十五番一、四十五番三、四十五番四、四十六番、四十八番、四十九番、五十番、五十二番一、五十二番二、五十二番三、五十三番一、五十四番一、五十六番一、五十七番一、百十番一、百十一番、百七十八番、百七十九番及び百八十番

同所字川戸沼一番一、百七十六番、百七十七番及び百七十八番

登米市

5 東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について
傍聴者の定員
十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十六号

平成二十三年九月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十三年九月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
三七、九四三

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
三八二、八五一

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区 七六、五四〇 岩 沼 選 挙 区 一一、七〇七

宮 城 野 選 挙 区 四九、五三四 登 米 選 挙 区 二二、七三六

若 林 選 挙 区 三四、九四四 栗 原 選 挙 区 二一、四八三

太白選挙区	五九、五二七	東松島選挙区	一一、一〇八
泉選挙区	五六、九七九	大崎選挙区	三七、〇七七
石巻・牡鹿選挙区	四五、六五九	柴田選挙区	二三、〇一八
塩釜選挙区	一六、〇一七	亘理選挙区	一三、八一四
気仙沼選挙区	一九、九四一	宮城選挙区	一三、五〇五
白石・刈田選挙区	一四、五九五	黒川選挙区	二三、〇八二
名取選挙区	一八、九五八	加美選挙区	九、三〇五
角田・伊具選挙区	一三、二九四	遠田選挙区	一一、一〇四
多賀城・七ヶ浜選挙区	二一、〇三一	本吉選挙区	四、四二一

○宮選管告示第九十七号

平成二十三年九月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八條第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十三年九月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

三八二、八五一

正 誤

○宮城県公報第二二五五号（平成二十三年五月十三日付け）中

ページ 八

上 段 行

後ろから三

別表第二宮城県偕楽園の項及び宮城県和風園の項を削り、同表特別養護老人ホーム郷和荘の項中「同 郡大郷町」を「黒川郡大郷町」に改める。

正

別表第二宮城県偕楽園の項及び宮城県和風園の項を削る。

○宮城県公報第二二六一号（平成二十三年六月三日付け）中

ページ 四

上 段 行

後ろから四

身体障害者療護施設否友園

誤

身体障害者療護施設否友苑